

(目的)

第1条 この要綱は、市内高齢者世帯の戸建住宅及び共同住宅（以下「住宅等」という。）において防犯対策を行った者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することにより、防犯対策を推進し、犯罪被害を未然に防止することを目的とする。

2 補助事業の実施に関しては、深谷市補助金等の交付に関する規則（平成18年1月1日規則第59号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録された住所に現に居住している者
- (2) 日中等において、申請日時点で65歳以上の高齢者のみとなる世帯で、市内に存する住宅等の使用者
- (3) 第3条各号で掲げる補助対象事業を行った者
- (4) その他市長が認める者

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

- (1) 補助金の交付申請時において、本市の市税の滞納がある者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号の暴力団及び同条第6号の暴力団員
- (3) 住宅等の売買を目的として補助対象事業を実施する者

(補助対象事業)

第3条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、現に居住する住宅等で行う、次に掲げる防犯対策とする。

- (1) 防犯カメラの設置のうち、次に掲げる事項を満たすもの
 - ア 設置場所が住宅等の敷地内であること。
 - イ 撮影範囲が住宅等の敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。
- ただし、やむを得ず住宅等の敷地外が撮影範囲に入る場合は、撮影範囲に入る住宅等その他の物の所有者又は使用者に事前に説明を行い、同意を得ていること。

- (2) 人感センサーライトの設置
 - (3) モニター付きインターホンの設置
 - (4) センサーアラームの設置
 - (5) 防犯フィルム of 設置
 - (6) 防犯性の高い錠・補助錠の設置
 - (7) 詐欺被害防止機能付き電話機の設置
 - (8) その他市長が認めるもの
- (補助対象経費)

第4条 補助金交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

- (1) 市長が別に定める期間（以下「補助対象期間」という。）に購入した前条各号に定める防犯対策に係る器具等の購入に要する経費
 - (2) 前号に規定する器具等の設置に要する経費であつて、補助対象者が補助対象期間に設置事業者等に支払ったもの
- (補助金の額及び交付回数)

第5条 補助金の額は、前条各号に規定する経費を合算した額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1万円を上限に交付する。ただし、補助対象経費が2千円未満の場合は、補助金を交付しない。

- 2 補助金は、深谷市地域通貨ネギーにより交付する。
 - 3 補助金の交付回数は、1つの住宅等につき1回とする。
 - 4 前項の規定にかかわらず、同一敷地内に複数の住宅等が存する場合においては、当該敷地に対して1回とする。ただし、住宅等の使用者が異なるときの補助金の交付回数は、使用者ごとにそれぞれ1回とする。
- (交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、深谷市住宅等防犯対策補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が別に定める提出期間内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の内容、設置年月日又は購入年月日、領収金額、領収年月日、事業所等の名称及び所在地が記載された領収書その他の書類又はその写し
- (2) 補助対象事業の実施内容が分かる写真
- (3) 住宅等を使用していることを証する書類（自己が所有していない住宅等の使用者の場合）

(4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、申請者は、同項の申請書兼請求書及び添付書類について、電子情報処理組織を使用する方法により提出することができる。

(交付決定及び通知等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否について決定し、深谷市住宅等防犯対策補助金交付決定通知書（様式第2号）又は深谷市住宅等防犯対策補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 法令等又はこの告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、深谷市住宅等防犯対策補助金交付決定取消通知書（様式第4号）により、交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により補助金の返還を命ぜられた交付決定者は、市長が指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

(調査等)

第10条 市長は、必要と認める場合は、補助金が交付された補助対象事業について調査を行い、又は申請者若しくは関係者から報告を求めることができる。

(関係書類の整備)

第11条 交付決定者は、補助対象経費を明らかにした書類等を整備しておかなければならない。

2 前項に規定する書類等は、当該補助金の交付決定の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和6年12月23日市長決裁）

この要綱は、令和 6 年 1 2 月 2 3 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 1 4 日部長決裁）

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 4 月 3 0 日部長決裁）

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。